

どのような支出額になるのか

上水道事業費について

水道事業の経営は地方公営企業法に基づき、独立採算制となっています。給水人口が少なければ、給水収益も見込めず事業は成り立ちません。全国的にも人口が減少傾向で、それともなって上水道が整備されている自治体では給水人口も徐々に減ってきており、水道事業を支えている上水道使用料金も全国的に値上がりしている状況です。こういった状況とうきは市の人口や財政面を踏まえながら、上水道事業に関わる費用や料金等の試算を行いました。（※各費用や料金等については令和5年度時点での試算です）

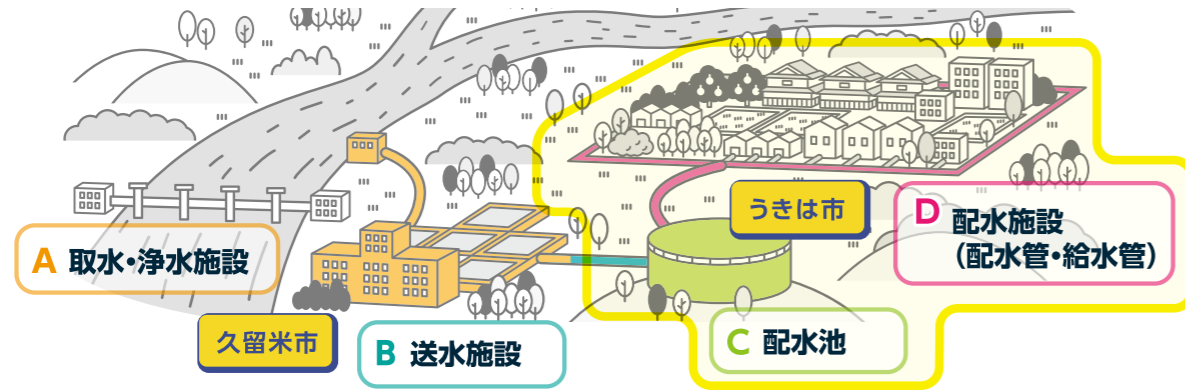
施設建設に関わる費用(初期費用)

取水・浄水の為の施設から、うきは市内の水道本管までの建設に関わる費用です。

うきは市では将来の水道事業について、水道用水供給事業を行う福岡県南広域水道企業団に加入し、事業を行う方針です。

久留米市内にある同水道企業団の取水・浄水施設を経由し、筑後圏域の各構成団体(8市3町1企業団)に水道用水が送水されていて、各構成団体では配水池、配水施設などを整備し、水道事業が行われています。

※創設時の支払利息(30年償還)
ABCD 全体で 157億円 + 43億円 = 200億円



水道事業を維持するために必要な費用(維持管理費)

運営や施設の管理修繕など、水道事業の維持に関わる費用です。(50年ベースで費用を出しています。)

91億円 (年間 約1.8億円)	149億円 (年間 約3億円)
運転管理費(年間経費) ・人件費・施設運転管理費 ・施設修繕費・検針経費・受水費	更新事業費 ・更新事業費 機械電気設備(耐用年数16年) 配管施設等(耐用年数38年) 支払利息



市が負担する費用(初期費用+維持管理費)

施設建設に関わる費用及び維持管理費(50年間) **440億円** - 国からの財政支援 **88億円** = 市の負担額(50年間) **352億円** → 年間 **7億円**

※参考 うきは市の令和6年度一般会計の予算規模(当初予算)は約163億円

料金や市からの補填額はどうか

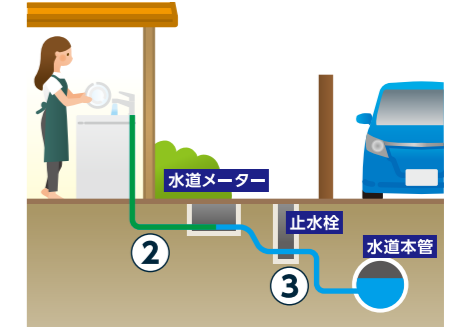
上水道料金の想定

上水道加入の際に必要な個人負担の費用(加入時の1回限り)

- ①加入金** 新しく水道の引き込みをする場合に、水道の供給を開始するにあたり、お支払いいただくものです。
- ②内線工事費** 宅地内にある水道メーターから先の敷地内水道配管の工事費用。
- ③外線工事費** 公道上の水道本管から宅地内の水道メーターまでの配管工事費。※市町村によっては、申し込み時期により、減額や市が全額負担する場合があります。
- ④工事手数料** 工事申込書の申請に伴う審査などの手数料。

本管工事新設時、直ちに加入する場合の他市町村の料金例
 ※一般住宅、口径20mmの場合

市町村	①加入金	③外線工事費	④工事手数料
A	32,400円	54,000円	3,000円
B	129,600円	0円	0円



上水道使用料金について(毎月掛かる費用)

料金の基本的な考え方 上水道使用料金は、「基本料金」と「従量料金」で構成されています。

従量料金…使用した水の量に応じて設定 基本料金…水道メーターの口径の大きさに設定



世帯人員別の1カ月あたりの使用料金

上水道事業の検討のため、現時点で目安となる料金を設定しました。

世帯人員	使用料金	世帯人員	使用料金
1人	2,980円	4人	7,670円
2人	4,850円	5人	8,920円
3人	6,420円	6人	10,170円

上水道加入率による給水収益の試算

上水道加入率50%は令和15年時点、70%は令和19年時点を想定しています。

上水道加入率	給水収益(年間)	赤字額(一般会計繰入額)
50%	3.9億円	3.1億円
70%	5.5億円	1.5億円

※P5下段に記載している市が負担する費用の年間7億円から給水収益を差し引いた残額が赤字額(一般会計繰入額)となります。
 ※上記表の試算には含まれていませんが、一般会計繰入金の一部に対して、上水道の高料金対策等に要する経費として、国の財政支援があります。

上水道に加入後、併用で井戸水を使用することもできます。

上記表では、加入者全員が上水道のみを利用した場合の試算となっていますが、加入者の半数が井戸水を併用した場合、加入率が50%時も70%時も給水収益は約2割減の金額となります。地下水利用の割合が多く、上水道使用量が少なければ給水収益にも影響をあたえます。

使用料金、加入率の増減によって市からの補填額が大きく変わります。

